

答 申 第 2 号

平成19年 8月23日

熊本市選挙管理委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成19年4月20日付け選発第208号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

4月22日の熊本市議会議員一般選挙に立候補を予定されている方の氏名・連絡先（住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス）がわかる書類の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第2号]

別 紙

諮問第 2 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 19 年 4 月 22 日の熊本市議会議員一般選挙に立候補を予定している者の氏名・連絡先（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不開示）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭（代読）による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

実施機関が、本件文書を「個人情報にあたるため開示を拒否する」と決定した行為は、市民の知る権利を奪った大変重大な誤りである。このため、事前の公開質問や討論会の開催をすることができず、立候補予定者の政策や政治に関する考えを知る手段を奪われた。選挙で議員を選ぶときには判断材料が必要であり、市民に保障された権利である。この知る権利を奪ったことに対し実施機関は真摯に反省してほしい。

選挙を管轄する実施機関がこのような後ろ向きの情報隠蔽体質を持っているは投票率も低くなってしまわないかと危惧したがそれが現実のものとなった。

実施機関は告示後は開示可能との見解だが、時間的な制約等で事実上公開質問状を通じて立候補予定者の考えを引き出し、広く市民に判断材料を提供する行為を禁止されたに等しい。

実施機関の拒否理由（個人情報）も条例の精神を理解していない不当なものである。

実施機関は 3 月 16 日には私に対し情報提供を拒否したが、同じ情報はその直前に報道機関に対しては提供されている。そして今回の請求拒否決定であり、まったくつじつまが合わない矛盾に満ちたダブルスタンダード行為である。

報道機関に対して本文書が提供されている事実は、告示前であっても、説明会参加者についての報道が行われることを許容しているものであり、条例第7条第2号ただし書イに規定する「実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの」に該当するものであり、非公開決定には理由がない。

実施機関は「公平公正な選挙管理執行が求められる」ため本文書を公表すると「候補者間において公平性を保つことができなくなり、選挙管理執行上影響を及ぼすおそれがある」と主張している。しかし、本文書を公表しなかったことが、逆に候補者間の公平性を損なっている。

いくつかの市民団体が、実施機関から情報をもらえず独自に事前アンケートや公開質問を実施しているが、すべての候補者を把握できなかったため、結果的に公平性を著しく欠いたものになった。

立候補予定者の情報を開示拒否とした今回の判断は大きな誤りであることを再度指摘し、これが悪しき前例とならないよう、請求拒否決定の取り消しを求める。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第2号該当性について

本文書は、熊本市議会議員一般選挙の告示日の1箇月前に行われた立候補予定者を対象とした説明会の受付の際に出席者に記入していただいた出席票であり、告示前に立候補届出書類の事前審査を行うために提出していただいた事務処理上の文書である。

本文書には、立候補者氏名、所属党派、通称名及び出席者の氏名、住所、連絡先の電話番号が記載されており、すべて個人に関する情報であり、また、これを他の情報と照合することにより個人が識別されるものである。

なお、熊本市広報課を通じて報道機関に対して公開したが、このことについては、出席票が個人情報であるとの考えから出席票に「報道用として使用することがある旨」を記載しており、また、受付の際に一人ひとりに説明を行い全出席者から了解を得て報道機関に対して公開を行ったものである。

実施機関としては、公平公正な選挙管理執行が求められており、立候補予定者を早い段階において公表することは、立候補届出までにその後、立候補者数や顔ぶれが変わることも十分考えられ、候補者間において公平性を保つことができなくなり、選挙管理執行上影響を及ぼすおそれがある。

また、立候補の届出は選挙期間の告示日に受付を行い、その日に立候補届出者は確定するものであり、公職選挙法の規定に基づき立候補届出終了後に当該選挙の選挙長は立候補

届出者の告示をしなければならないとされており、公開も行っている。

したがって、条例第7条第2号に該当する。

5 審議会の判断

(1) 本件文書 I について

本件文書は、熊本市議会議員一般選挙の告示日の1箇月前に行われた立候補予定者を対象とした説明会の受付の際に出席者が記入した出席票である。

記載内容は、表面が立候補予定者氏名、所属党派名、立候補予定者通称名、出席者の氏名、連絡先の電話番号、裏面が立候補届出書類等の一覧と受領者の住所、氏名となっている。

(2) 判断に当たったの基本的な考え方

本件文書にかかる判断は、不開示とした情報をインカメラ方式を用い総合的に勘案したものである。

また、当審議会においては、条例に基づき開示、不開示の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 条例第7条第2号該当性について

実施機関が保有する文書等の中には、開示することにより、個人又は法人等正当な利益を害したり、公共の安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等があるため、条例第7条において一定の合理的理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報と規定したものである。

同条第2号本文において、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別されうるもの。」を不開示情報と規定しており、ただし書のアからオまでにおいて例外規定を設けている。

ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であって、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、または生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの

オ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

本件文書は、4月22日投票の熊本市議会議員一般選挙に立候補を予定している者に

対する事前の説明会に参加した出席者が記載した出席票で、記載内容は、表面が立候補予定者氏名、所属党派名、立候補予定者通称名、出席者の氏名、連絡先の電話番号、裏面が立候補届出書類等の一覧と受領者の住所、氏名となっており、立候補届出書類等の一覧を除き条例第7条第2号に規定する個人情報である。

そこで、本件個人情報が条例第7条第2号ただし書に該当するかどうかを検討する。もっとも、ただし書きのウからオまでに該当しないことは明らかである。

まず、ただし書ア「法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報」に当たるかどうかについて検討する。

公職選挙法第86条の4第11項は、当該選挙の告示の日に立候補の届出があったときはその旨を告示しなくてはならないと規定している。しかし、本件文書は、立候補の届出が出される前の時点での情報であり、公職選挙法に規定する立候補の届出があった後の情報とは異なる。したがって、ただし書アには該当しない。

次に、ただし書イ「実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの。」に当たるかどうかについて検討する。

本件文書には、報道用として使用することがある旨の注意書きがあり、それについては、すべての参加者の同意を得ている。このことが「公表することを目的としている」情報にあたるかどうかということであるが、記載内容については前述したとおりの個人情報であり、中には携帯電話の電話番号が記載されているものもある。このような情報について、参加者が報道機関のみならず広く一般に公表することまで同意したものということはできず、報道機関への提供の同意が「公表することを目的としているもの。」にはあたらない。したがって、ただし書イには該当しない。

このため、個人情報が報道機関に提供されている事実と今回の請求拒否決定がダブルスタンダード行為であるとの申立人の指摘は当てはまらない。

したがって本件文書は条例第7条第2号に規定する個人情報には該当するが、同条ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 条例第8条該当性について

条例第8条は、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の裁量的判断による開示をすることができる旨を定めたものである。

条例第7条に掲げる不開示情報は、人の生命、身体等を保護するために開示することがより必要なものを除くなどの利益衡量を行った上でなお不開示とする必要性が認められる情報であるため、これをみだりに開示することは、公益に反し、許されないこととなるが、個別具体的な場合においては、開示することに優越的な公益が認められる場合もあり得るので、このような場合には、実施機関の高度な裁量的判断により開示することができるものである。

今回のケースは、本件文書には報道機関への提供のみの承諾しかないことや、これ

までの情報提供のあり方やそれに伴う報道のあり方から、告示前に広く一般に開示することによる個人の不利益を優越する公益性があるとは認められない。

したがって本文書は条例第8条に該当しない。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(6) その他

審議の中で委員から次のような意見が出たのでここに付記する。

「行政委員会である選挙管理委員会が執り行う選挙という事務事業を考えた場合、基本原則的な機能に公平性の確保、平等性の確保、民主性の確保というものがある。

公平性・平等性の確保は事務事業の大前提となるものである。

民主性の確保についてしてみると、選挙において立候補予定者は基本的に自分の氏名や主義主張等を知らしめたいと思うものであり、有権者はそれを知りたいと思うものである。その両者の橋渡しを選挙管理委員会としてどのように果たすかに民主性の確保という側面がある。

現在は、選挙管理委員会としては告示後の選挙公報により一般に情報を提供しているのみであり、それ以外はもっぱら報道機関の報道による。

民主性の確保を考えた場合、もっと積極的な取り組みが望まれる。

今回のケースについては、熊本市情報公開条例に基づく開示請求があったものに対し個人情報であることを理由に不開示とした実施機関の判断は妥当であるといわざるを得ない。

しかし、報道機関に対しては熊本市個人情報保護条例の規定により、同意を得て告示前に情報提供をしている事実があるので、報道機関以外に対しても同意を得れば提供が可能であると思われる。

今後は、事前説明会の際に報道機関同様一般に対しても同意を得て情報提供をすることについての是非を検討されたい。」

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

| | | |
|---------|---|-------|
| 会 | 長 | 江藤孝 |
| 会長職務代理者 | | 荒木昭次郎 |
| 委 | 員 | 高木絹子 |
| 委 | 員 | 田中節男 |
| 委 | 員 | 馬場啓 |

[参考]

審議会の審議経過

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|---------------------------------|
| 平成19年 4月20日 | 熊本市選挙管理委員会から諮問を受けた。 |
| 平成19年 4月27日 | 実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。 |
| 平成19年 5月15日 | 異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。 |
| 平成19年 5月28日 | 異議申立人及び実施機関から意見を聴取した後諮問の審議を行った。 |
| 平成19年 7月13日 | 実施機関から意見を聴取した後諮問の審議を行った。 |
| 平成19年 8月23日 | 答申（案）の審議を行った。 |